

平成 25 年 4 月 22 日設定
平成 26 年 10 月 1 日改定
令和元年 7 月 1 日改定

地方競馬全国協会入札心得

地方競馬全国協会（以下「当協会」という。）が行う物品の買入れ契約、製造その他の請負契約、役務契約等に関する入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、法令並びに当協会が行う一般競争入札又は指名競争入札の公告、入札説明書、仕様書及び提案書作成要領（以下「入札公告等」という。）に従うほか、この入札心得を熟知し、かつ遵守してください。

1 一般的事項

- (1) 入札公告等について疑義がある場合は、入札公告等に掲げる問合せ先に説明を求めることができます。ただし、入札書提出後、不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。
- (2) 使用する言語及び通貨は、入札公告に別段の定めがない限り、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 入札に関して要する費用は、すべて入札参加者が負担してください。
- (4) 入札参加者は、入札開始後においては、入札会場に入場することはできません。

2 入札参加者に必要な要件

- (1) 入札公告等に定める入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有すること。
- (2) 入札に先立ち提案書を提出する必要がある場合において、提案書提出時点では入札参加資格を有していないときは、入札時まで当該資格を得ることを条件に提案書を提出することができます。ただし、当協会又は地方競馬主催者から取引停止の措置を受けている期間中の者は、提案書の提出はできません。
- (3) 入札に先立ち説明会を開催する場合において、説明会開催時点では入札参加資格を有していないときは、入札時まで当該資格を得ることを条件に説明会に参加することができます。ただし、当協会又は地方競馬主催者から取引停止の措置を受けている期間中の者は、説明会への参加はできません。

3 代理人による入札

- (1) 入札参加者は、代理人により入札を行うことができます。
- (2) 代理人により入札を行う場合は、入札書提出時まで所定の様式（別紙様式第

1号)による委任状を提出しなければなりません。

- (3) 入札参加者及びその代理人は、同一入札に係る他の入札参加者の代理人となる
ことができません。また、入札公告の2の(1)に該当する者は代理人になることが
できません。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」
という。）を、入札書提出時までには納付してください。ただし、当協会の契約担
当役（以下「契約担当役」という。）が判断のうえ、入札公告に全部又は一部免
除の記載があるものは、その納付を免除します。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保とは、国債又は銀行が交付した小切手等确实と認
められる有価証券とします。
- (3) (1)の入札保証金の額又は担保の価額は、入札金額の100分の5に相当する金
額以上とします。
- (4) 入札保証金等の納付方法は入札公告等に記載します。
- (5) 開札を行い落札者とならなかったときは、入札保証金等は返還します。また、
落札者が納付した入札保証金等は契約の締結後に返還します。
- (6) 落札者が納付した入札保証金等は、当該落札者が契約を締結しない場合には、
当協会に帰属するものとします。
- (7) 入札保証金には利子を付さないものとします。

5 入札

- (1) 入札参加者は、別紙様式第2号により入札書を作成してください。
- ア 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押
印してください。なお、入札金額については訂正を行うことができません。
- イ 入札金額は、入札説明書で指示のあった諸経費を含め、同書で指定された方
法により見積もってください。なお、入札金額に係る消費税の取扱いについて
は、入札公告等に記載します。
- (2) 入札参加者は、次のとおり入札書を提出してください。
- ア 入札参加者は、入札当日、入札書を入札箱に直接提出してください。ただし、
入札公告等に別の定めがある場合は、郵便（一般書留、簡易書留に限る。）で入
札を行うことができます。この場合、入札日時必着とし、天災地変等いかなる
理由があっても、遅配された入札書は無効とします。
- なお、郵便による入札参加者については、再度の入札に進んだ場合は辞退の
扱いとします。
- イ 入札書は封書に入れて封かんし、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又
は商号）、入札年月日及び入札件名を朱書するとともに、「入札書在中」と朱書
してください。

ウ 入札参加者は、入札箱に提出した入札書の差し替え、変更又は取り消しをすることができません。

エ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙第3号）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもって、この誓約を行ったものとします。

オ 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならないものとします。

カ 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならないものとします。

(3) 入札の辞退については以下のとおりとします。

2の(2)の提案書の提出又は同(3)の入札説明会に参加した者であって、入札の辞退を希望する者は、入札公告等に記載された開札時刻までに書面又は電話等により辞退を届け出なければなりません。なお、辞退届を出さず入札を欠席することが過去1年間に2回以上あった者は、競争入札参加停止となることがあります。

6 入札の取りやめ等

契約担当役は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、もしくは取りやめることがあります。

(1) 入札参加者に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるとき。

(3) 入札公告等に不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるとき。

(4) 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたとき。

7 開札

(1) 開札は、原則として入札参加者の立会いの下で行うものとします。ただし、入札参加者が立ち会うことができないときは、当協会の職員を立ち合わせてこれを行います。

(2) 入札参加者は開札にあたり次のものを持参してください。

ア 再度入札用の入札書（2回目以降用）（なお、再度入札の際に使用する封筒については、1回目に使用したものをそのまま使用することができます。）

イ 印鑑

ウ 委任状（代理人が入札する場合に限る。）

(3) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札会場から退去していただきます。

- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
- イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための談合をしようとした者

8 再度入札

7により開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、以降3回を上限として、直ちに再度の入札を行います。この場合、前回の最低入札価格を上回る価格で入札した者は、入札参加者の資格を失うものとします。

また、再度入札を行ってもなお、落札者がいないときは当該入札を打ち切ることがあります。この場合、入札金額の最も低い者から順次、随意契約の交渉を行うことがあります。

9 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、これを無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が同一の入札件名に対して2通以上の入札を行った場合、そのすべての入札書
- (3) 入札参加者が談合して入札した入札書
- (4) 入札件名の記載がないなど入札件名を特定できない入札書
- (5) 入札金額の記載がない又は入札金額が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (7) 入札参加者の記名及び押印（委任状を提出した代理人による場合は、代理人の記名及び押印）のない入札書
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札書

10 落札者の決定

- (1) 落札者は、入札公告等において定められた次の方式により決定します。

ア 最低価格落札方式

有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

イ 総合評価落札方式

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札書を提出した者であって、あらかじめ入札参加者に明示した落札者の決定方法に基づき、価格その他の条件が当協会にとって最も有利なものと判断された入札参加者を落札者とします。

ウ 前2項にかかわらず、ア又はイにより落札者となるべき者の価格が契約担当役の定める基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査を行います。

調査の結果、当該落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行

がされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者としなないことがあります。

- (2) 最低価格落札方式において落札となるべき入札金額が同価である入札をした者又は総合評価落札方式において落札となるべき同評価である入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者が「くじ」を引き、落札者を決定します。
- (3) 前項の場合において、当該入札をした者のうち、出席しない者があるときは当協会の職員が、これに代わって「くじ」を引き落札者を決定するものとします。

1 1 契約保証金

- (1) 落札者は契約の締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保（以下「契約保証金等」という。）を納付してください。ただし、契約担当役が判断のうえ、入札公告に免除の記載があるものは、その納付を免除します。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保とは、国債又は銀行が交付した小切手等確実と認められる有価証券とします。
- (3) (1)の契約保証金の額又は担保の価額は、契約金額の100分の10に相当する金額以上とします。
- (4) 契約保証金等の納付方法は入札公告等に記載します。
- (5) 落札者の申出により、落札者の入札保証金等を契約保証金等の一部に充てることができます。
- (6) 落札者が納付した契約保証金等は、落札者がその契約上の義務を履行しないときは、当協会に帰属するものとします。
- (7) 落札者が納付した契約保証金等は、落札者がその契約上の義務の履行を完了したときは返還します。
- (8) 契約保証金には利子を付さないものとします。

1 2 契約の締結

落札者は原則として落札の日の翌日から起算して7日以内（期間の末日が公休日にあたるときはこれを算入しないものとします。）に契約を締結してください。期間内に契約を締結しない場合は、その落札を取り消すことがあります。

ただし、契約担当役が事情やむを得ないと認めるときは、この期間を延長することができます。

また、落札者が落札決定から契約の締結までの期間において、5の(2)のエにおいて誓約した事実と違背があった場合は、契約を締結しないこととし、この場合にあつては、当協会は一切の損害賠償の責を負いません。

1 3 契約の公表

本契約における落札者の氏名、住所、契約名称及び契約金額等契約内容について

は、当協会の情報開示の対象となります。

1 4 異議の申立

入札参加者は入札後、本入札心得、入札公告等、契約条項、仕様書等について不明を理由として異議を申し立てることはできません。

1 5 その他

入札に際しては、入札執行者及び入札執行補助者の指示に従ってください。

以上

委 任 状

私は、
権限を委任します。

を（復）代理人と定め、下記の行為を行う

- 1 「〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇」の一般競争入札に係る一切の行為
- 2 1の事項に係る（復）代理人を選任すること

（復）代理人使用印鑑	印
------------	---

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

印

印

地方競馬全国協会

本部（地方競馬教養センター）会計契約担当役 〇〇 〇〇 殿

[注意] 用紙の寸法は、日本産業規格A4判とし、縦長に使用すること。

入 札 書 (第 回)

年 月 日

地方競馬全国協会

本部（地方競馬教養センター）会計契約担当役 ○○ ○○ 殿

1 件 名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

2 金 額 金 _____

3 契約条件 仕様書その他一切貴協会の指示による。

上記のとおり入札いたします。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名

(復代理人氏名

㊟

㊟

㊟

- 【注意】
- 1 提出年月日は必ず記入のこと。
 - 2 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
 - 3 金額の訂正はしないこと。
 - 4 用紙は、日本産業規格A4判とする。
 - 5 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
 - 6 ()内は、(復)代理人が入札するときに使用すること。
この場合、代表者印(及び代理人印)は不要とする。
 - 7 委任状は別葉にすること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴会の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。